

令和2年12月23日

「PBL セミナー」開設のお願い

教育担当理事 山本 俊彦

平素より、三重大大学の教育の充実にご尽力いただき感謝申し上げます。

昨年度より、「PBLセミナー」を新設または既存の授業科目を「PBLセミナー」と認定することによって、教養教育のみならず専門教育においても「PBLセミナー」を開設する取組を進めております。

第3期の認証評価に関わり、大学には教育の内部質保証に対する一層の取り組みが求められてきています。今後とも、三重大大学の教育の質の改善・向上に向けて、ご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ご承知のように、学生の学びの主体性を形成するためアクティブ・ラーニングの重要性と必要性が強調されておりますが、三重大大学は、PBL 教育を全国に先駆けて展開してきました。PBL教育は、三重大大学を代表する教育形態・教育方法としてより一層拡充させたいと考えています。PBL教育については、量的拡大のみならず、質的高度化が求められており、少人数で取り組む PBLセミナーの重要性が増してきています。第3期、三重大大学は、この PBL セミナーの開設数を倍増することを一つの目標（平成26年度開設数12の倍増）にも掲げています。

昨年度よりPBLセミナーは、改めて定義や「開講ガイドライン」を定め、教養教育のみならず幅広く専門教育でも開設・展開されるように奨励させていただいています。今年度は、PBLセミナーとして認定された科目が44科目開設されています。

PBLセミナーを新たに開設、あるいは既設の科目をPBLセミナーとして位置づけ直すことによって、学生の学びの質を高める一つの機会としていただきたいと思います。多くの先生方の申請を期待しています。

なお、平成30年度より、教育 GP 経費の取り扱いを変更し、その一部として、PBLセミナー開設を支援し、実践の質の向上を図っていただくために、3万円の奨励金を配当することとしています。わずかな資金ですが、積極的に活用いただき、クォリティーの高いPBLセミナーの実践を創りだしていただければと考えております。

また、平成29年度からは地域人材教育開発機構にPBL教育推進プロジェクトを立ち上げ、PBLに関する実態調査などを進める中で、PBLの教育方法としての意義やメリット、大学としての支援の課題、学生主体で少人数という特徴を生かす授業の進め方やポイントとなる事項を整理するなど、先生方とPBL教育の距離を近づけるべく検討を進めています。

## 記

### (1) PBLセミナーの定義

「原則として、問題・課題の発見と解決に向けた学生の主体的な学修活動として展開される授業であり、グループ学習と事前・事後の課題に基づく自己学習で構成される少人数による授業」

### (2) PBLセミナーの開設方法

新設または既存の授業科目で、PBLセミナーの定義とガイドラインに該当するものを、「PBLセミナー認定授業」として名称を付与する（授業科目名の変更の必要はありません）。

注) 平成30年度では、1)PBLセミナーと2)PBLセミナー該当科目に分けていましたが、どのような授業名であってもPBLセミナーの要件に合う授業を開設いただくことが目的であるため、平成31年度から上記のような表記に統一しました。

### (3) 開講ガイドライン

- ①レポートやプレゼンテーション等による成果発表と振り返りの活動が組み込まれていること
- ②授業を開放し、他の教員の授業参観ができること
- ③PBLセミナーとしての質を保証するため、授業担当教員は PBLセミナーにかかわるFD研修等に参加することが望ましい

### (4) PBLセミナー開設にかかる手続き等

- ①令和3年度PBLセミナーの開設を予定される先生は、授業を開講する部局を通して「PBLセミナー授業計画概要」（別紙参照）を、令和3年1月29日（金）までに地域人材教育開発機構PBL教育推進プロジェクト（代表：中西良文教育学部教授）に提出してください。（提出先：pbl-p@dhier.mie-u.ac.jp）
- ②「授業検討交流会」において、提出された概要等に基づき、PBLセミナーとしてよりよい授業づくりに向けて、ポイントを確認したり、課題設定、問題探求など授業展開の手がかり等について、意見交換を通して認識を深める。  
開催日時：令和3年3月初旬（予定は追ってご連絡いたします）  
会場：オンライン(使用ツールならびに参加に必要な情報は追ってご連絡いたします)
- ③授業期間中の相互授業参観、終了時点での「授業検討交流会」を実施し、実践記録（ポートフォリオ）を手掛かりとして学修成果とその評価などについて情報の共有と意見交換を行う。
- ④授業前の「授業検討交流会」に参加いただいた先生に対して、3万円の奨励金を配当する。